

2014年8月20日

長野県市長会  
会長 菅 谷 昭 様



自治労長野県本部  
中央執行委員長 高橋 精  
自治労長野県本部市職評議会  
議長 伊藤 勇司



## 2014人事院勧告・報告に関わる要請書

日頃の地方自治の充実に向けたご尽力に敬意を表します。

さて、人事院は8月7日、本年の給与改定のための勧告と給与制度の総合的見直しの勧告・報告を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、月例給、一時金のいずれについても2007年以来の引上げとなり、不十分とはいえ組合員の期待に応えたものであり、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間動向を踏まえたものである以上、勧告通り実施すべきものと考えます。

なお、一時金の増額が勤勉手当に配分にされたことから、育児休業期間中の職員や女性が多数を占める非常勤職員の待遇改善の観点から見て、社会的要請に関する配慮に課題を残すものです。

他方、給与制度の総合的見直しに関わる勧告・報告については、われわれが見直しの必要性について明確で納得できる説明を求め続けたにもかかわらず、人事院が十分な議論を尽くさないまま踏み切ったものであり、到底認められません。

この見直しは、被災地を含む地域で日夜奮闘している公務・公共サービス労働者や高齢層労働者の賃金を引き下げ、その努力と意欲に水を差すものに他なりません。

貴職におかれましては地方三団体による8月7日の「コメント」も踏まえ、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要請します。

### 記

1. 本年の給与改定については、勧告通り実施すること。
2. 給与制度の総合的見直しに関わる勧告・報告については、われわれと十分交渉・協議を行い、その実施を見送る方針決定を行うこと。

## 今年度の人事院勧告について

平成26年8月7日  
全 国 知 事 会  
全 国 市 長 会  
全 国 町 村 会

人事院は、平成26年8月7日付で、国家公務員給与に地場の賃金をより一層反映させるなど俸給水準を引き下げる方向等での勧告を行った。

周知のとおり、政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により、日本経済は明るさを取り戻しつつある。しかし、地域経済は予断を許さない状況が続いており、アベノミクスの効果は地方まで十分及んでいるとは言えない。さらに、地方においては、人口減少・少子高齢化の急速な進展により、現役世代の人口の減少などを通じて地域経済の活力が奪われ、若年層をはじめとする人口の流出に拍車がかかっている。

こうした中、この勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえると、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。

以上のような諸問題を踏まえて、政府においては、「まち・ひと・しごと創生本部」の下、アベノミクス効果の地方への波及を図るとともに、人口減少、超高齢社会の克服に取組み、地方と都市部の格差が一層拡大することがないように適切な措置を講ずることを期待する。